

令和元年 第1回

# 南会津町議会全員協議会 会議録

南会津町議会

## 令和元年南会津町議会全員協議会会議録目次

12月6日（金）

◎議事日程	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	1
◎説明のための出席者	1
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎町長挨拶	3
◎議題	4
施策マネジメントシートについて	4
南会津町公共施設等個別施設計画（案）について	16
第三セクター統合検討協議会の経過について	28
会計年度任用職員制度について	33
松下団地建替事業について	40
災害見舞金について	48
南会津町議会運営申し合わせ事項の一部改正について	49
◎閉会の宣告	50

# 令和元年第1回南会津町議会全員協議会

## 議事日程

令和元年12月6日（金曜日）午前11時30分開会

- 1 開会
- 2 町長挨拶
- 3 議題
  - (1) 施策マネジメントシートについて
  - (2) 南会津町公共施設等個別施策計画（案）について
  - (3) 第三セクター統合検討協議会の経過について
  - (4) 会計年度任用職員制度について
  - (5) 松下団地建替事業について
  - (6) 災害見舞金について
  - (7) 南会津町議会運営申し合わせ事項の一部改正について
- 4 閉会

## 出席議員（17名）

1番	五十嵐 芳 道	議員	2番	馬 場 浩	議員
3番	川 島 進	議員	4番	湯 田 芳 博	議員
5番	室 井 英 雄	議員	6番	渡 部 訓 正	議員
7番	丸 山 陽 子	議員	8番	湯 田 良 一	議員
9番	大 桃 英 樹	議員	10番	湯 田 哲	議員
11番	高 野 精 一	議員	12番	山 内 政	議員
13番	菅 家 幸 弘	議員	14番	星 光 久	議員
15番	楠 正 次	議員	16番	室 井 嘉 吉	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部正義	副町長
星英雄	教育長	渡部浩治	総務課長
小寺俊和	総合政策課長	馬場純也	税務課長
居倉雅彦	住民生活課長	阿久津勝英	健康福祉課長
室井利和	農林課長	羽染正巳	商工観光課長
月田啓	建設課長	渡部敏明	環境水道課長
渡部さつき	会計室長	渡部浩明	学校教育課長
遠藤知樹	生涯学習課長	阿久津弘典	館岩総合支所長
星正信	伊南総合支所長	酒井浩哉	南郷総合支所長
目黒智夫	総務課長補佐	星良栄	総合政策課長補佐
星徹也	建設課長補佐	阿久津政臣	総合政策課企画政策係長
芳賀隆徳	総務課総務係長	星宏明	建設課建築営繕係長
大竹政範	建設課管理係長	白川秀一	建設課管理係長

**事務局職員出席者**

鈴木雄蔵	事務局長	星貴夫	事務局長補佐
------	------	-----	--------

開会 午前 11 時 30 分

◎開会の宣告

○室井嘉吉議長 それでは、ただいまから令和元年第 1 回南会津議会全員協議会を開会いたします。

本日の全員協議会は、町長からの申し出により、開催するものであります。

次第はお手元に配付のとおりであります。



◎町長挨拶

○室井嘉吉議長 ここで、開催に当たり、町長から挨拶をいただきます。

町長。

○大宅宗吉町長 本日は、議会全員協議会の開催をお願い申し上げましたところ、議員各位には何かとご多忙の折にもかかわらず、お時間をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、5 項目についてご説明申し上げたいと存じます。

まず、1 点目ではありますが、施策マネジメントシートについてであります。

本件につきましては、9 月定例会時の決算認定資料としての位置づけを見直したことから今回提出するものであります。

その内容についてご説明させていただきます。

2 点目は、南会津町公共施設等個別施設計画（案）についてであります。平成 28 年度公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設に対する町としての方針を定めたところであります。この計画を上位計画として個別に公共施設のあり方を個別施設計画として策定を進めています。これまで素案を地域協議会やタウンミーティングで提示し、地域住民の方々のご意見をいただきましたが、それらを反映した上で今回計画案としてとりまとめました。その内容についてご説明申し上げ、議員の皆様からご意見をいただきたいと考えております。

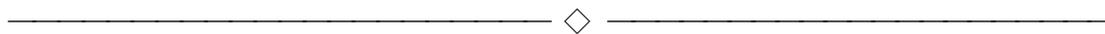
3 点目は、第三セクター統合検討協議会の経過についてであります。本件につきましては、令和 2 年 4 月の新第三セクター法人の設立に向けて第三セクター統合検討協議会を立ち上げ、検討を進めておりますので、その検討経過についてご説明させていただきます。

4点目は、会計年度任用職員制度についてであります。本件につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、新たに会計年度任用職員制度がスタートし、町においても条例の制定が必要になったことから、今定例会に係る条例の制定の議案を提出しております。この会計年度任用職員の趣旨や中身についてご説明させていただきます。

5点目は、松下団地建替事業についてであります。老朽化した松下団地について、共同生活型の高齢者住宅とあわせた形で町営住宅の建てかえを検討しておりますので、その事業計画概要を説明させていただきます。

以上、全員協議会で説明を申し上げる案件に関し、その概要をご報告申し上げましたが、詳しい内容につきましては担当課長等より説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

委員の皆様におかれましては、今後とも町政運営に関し、より一層のご理解とご支援を申し上げます、挨拶といたします。よろしくお願いいたします。



#### ◎議題

○室井嘉吉議長 それでは、議題に入ります。

あらかじめ申し上げますが、本全員協議会は、南会津町議会会議規則第126条の規定に基づき開催するもので、議題について実質審議をする場ではなく、理解を深めるため、協議または意見を調整する場であります。

なお、運営は南会津町議会全員協議会等の運営に関する規定に基づき進めます。また、議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書きの規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含めおおむね30分に制限しますので、簡潔明瞭に質疑されるよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、施策マネジメントについてを議題といたします。

説明をお願いします。

総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 それでは、(1) 施策マネジメントシートについて、総合政策課長、小寺俊和よりご説明をさせていただきます。

説明の前に資料の訂正をお願いいたします。

お配りしております施策マネジメントシート、資料の表紙右上にR 1. 1 2. 6 議員懇談会資料となっておりますが、これをR 1. 1 2. 6 議会全員協議会資料とご訂正をくださるようお願いいたします。

本町では、計画、実施、評価、改善のマネジメントプロセスを通して、限られた行政資源の適正配分と住民満足度の視点に立った行政運営を行うことを目的として、平成25年度より行政評価に取り組んでいるところであります。

平成28年度からは施策マネジメントシートを作成し、職員研修会、施策評価会議等を実施しながら、前年度の振り返りをもとに次年度の施策、事業の方向性、対策を検討してきたところであります。また、町総合振興計画審議会においても、本シートにより、各施策、事業に対するご意見をいただき、翌年度の当初予算に審議会からのご意見を反映させるような仕組みづくりを行ってきております。

なお、今年度は、昨年度までの9月定例議会での決算認定資料としての位置づけを見直し、作成までの時間的猶予をいただきましたので、本日の議会全員協議会のほうに提出するものであります。

お配りいたしましたシートの構成につきましては、別紙A 4用紙で両面印刷の資料を添付しておりますので、ご参照願いたいと思います。

なお、本年度におきましても、10月に開催されました南会津町総合振興計画審議会において、各委員からご意見をいただき、さらには職員対象の行政評価研修会等にも施策の現状確認、振り返り、これからの方向性について検討するための資料として本シートを活用している状況であることをご報告申し上げます。

以上、令和元年度施策マネジメントシートについてご説明をさせていただきました。

○室井嘉吉議長 それではこれより、ただいまの説明内容について質問、ご意見などありましたら発言を受けます。

質問、ご意見ございますか。

9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 非常に質問はしにくいです。というのは、もう決算は審査終わってしまして、認定されております。そんな中でこの事業シートをここで説明といっても、シートの位置づけについて説明いただいたわけで、我々が審議すべきというのは、この一個一個をどうしていくかという評価のことをしたいわけです。ここで、一つ一つについて議員から全ての質問をお受けするような体制なんではないでしょうか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 答えいたします。

本日、お配りしておりますシートにつきまして、議員の皆様からご意見、ご質問等あれば、その都度お答えをさせていただくというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 それではとって、この何ページと言ってやるようなやり方が非常に有益かどうかというのはちょっと疑問です。我々それぞれの事務調査、委員会ごとにやっていますので、決算でもそうなんです、そういった場でのほうがふさわしいのかなと思いますが、いかがでしょうか。ここで一つ一つの事案についてこの数字どうなっているんですかとか、来年度の目標を、これはつまり平成30年度の評価です。ですから、今継続しているものがあって、さらに来年度があるわけですので、やはりタイミングとして余りふさわしくないのではないかなと思いますが、執行部としてはどのようなお考えでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 前回、このマネジメントシート、この次の12月の定例会で提示させていただきますと言った、そのときに私の考えとして、このマネジメントシート、これは今まで皆さん方にも審議いただいてきた経緯はありますが、こういうことを取り入れている、こういうことをなぜやっているかということ、そのもともとのことを考えれば、私たちが執行部として事業を推進していく中で、事業をやりました。どのような流れの中で、どのような状況の中でやってきて、どういうふうな結果だったのかと、それを我々は執行側として、十分それを把握して検討して来年度に生かす必要があるんじゃないかというような考え方、これが一番このマネジメントシートの活用としての本来の目的だと。ですから、正直、議会議員の皆さんにこの本会議の中でこれを審議していただくということがどうなんだろうと、そのような思いがございます。

確かに、今、議員がおっしゃられるように、委員会とか、そういう中でこれを我々がいろいろ検討した中、それから議員の皆さんにこの事業の流れとか、あるいは感じたことを委員会として審議していただいたほうが、むしろ流れとしてはスムーズだし、一番現場に近い、そして実情に近い意見がいただけるんじゃないかなというような、そういう考えを持っています。

ですから、今度いきなりこういうふうなボリュームのあるものを1件1件ここでどうですかといっても、正直私もそういう考えがございましたものですから、前回はそのようなことで、マネジメントシートの活用方法は、ちょっと考えを改めてみたいと思いますというような発言

をさせていただきました。

ですから、私、今回、このようにこの間の9月の定例会での話のときにそうだったものですから、そのとおり一応は出させていただきましたけれども、そのところは私がこういう考えでいます。皆さん方がまた私が今言ったようなことでよければそのようにしたいと思いますし、また議員がおっしゃられた委員会等でこれを見たいとおっしゃるならば、それは部分的でも全体的でも資料は持ち合わせておりますので、そういう中で検討いただいたほうが、むしろ私もスムーズにもっとわかりやすく検討できるんじゃないかなと、そのような考えありますので、ぜひその辺皆さん方からちょっと意見いただいて、私としてはそっちの方向で活用させていただければと思うんです。

本当にボリュームありますし、ですから、これを一つ一つ全員の皆さん方で検討してもらうということは、むしろ委員会の中でやっていただいたほうがよりスムーズかなと、そのようには感じておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 町長としての、執行部としての考え方はわかりました。

しかしながらこの材料を、せつかく皆さんおつくりになったものをどうやって生かしていくかということは、もう少し全体で考える必要あるのかなと思ひています。

前回の9月定例会において、決算に係る審議の際、質問が一つも出なかったということがございました。私は非常にこれは大変な問題だと捉えています。それが前年度からの差とすれば、この評価シートがあったかないかという部分でした。我々議員がそれまであったものがなくなったことによって、審査がしづらくなったという部分で大きな変更だったんだと思ひます。

しかしながら、今、町長あったように、そこに関しては考え方が少し違うんだと、改めていきながら、皆さんにもご意見いただきたいというようなお考えなんだろうと思ひます。しかしながら、我々議員としては、町民の負託を受けて事務事業が適正に行われているか、審査する側でございますので、考えていかななくてはならないと思ひています。

この示されたことに関しては評価いたしますが、時期のことであつたり、決算認定のあり方についてはもう少し考えなくてはいけないと思ひます。私はこのような考え方でございますが、他方、恐らく議員の皆様お考えあるかと思ひますので、ぜひ意見いろいろ伺いながら組み立てていくべきではないかというようなことを、申し上げて終わりにします。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 何となく皆さん方に預けたような話にも私はしましたが、実は私としてはこ

これは内部資料、内部資料といいますか、和たちが施策を執行する、そしてその反省材料、検討して来年にまた生かすと、そういう資料に用いたい。そう考えています、基本的に。ですから、皆さん方に提供するというよりも、私たちがいろいろ施策の中で、もちろんこれは公表してくれと言え、それは公表はできますが、そういうことで、ここでいちいちどこがどうだったとやるよりも、あるいは委員会とか、あるいは町民の皆さんとか関係者の皆さんとか、そういう人たちと検討する材料には使うつもりではいますが、基本的には施策に関しては皆さん方の自主性の中でやられた方が、こういう先入観が入らないほうが、私は逆にいいんじゃないか。私たちがこれを提出することによって、議員の皆さんもこれを当てにして、逆に先入観入ってしまったら、また検討が始まるというのは、またそれもちょっといかなものかなと、その影響も考えます。

ですから、オープンな中で議論していただいて、町はどう思っているんだと言われたときに、私たちはこういうものを材料に、皆さん方にも説明したり当然するようになるわけでありませうけれども、そのほうがよりスムーズじゃないかなと。議員の皆さんの自主性にもつながるんじゃないかな。私はそのように考えています。ですから、できればそのようにしていただければ私としてはありがたい。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 これは本来公開するものではなくて、内部資料的に自分たちで自主的に事務事業をPDCA回していくための材料の一つだというような考え方なんでしょうか。

しかしながら、人間というのは一回便利なものを使ってしまうと、なかなかそこから脱却するのは大変です。思考を変えるのも大変です。一度示されたんですから、これに対しては責任もごさいます。我々とすれば、今後これを使って決算認定を受けて、そして来年度の新年度予算につなげていく材料の一つにするんだというようなことで理解してきました。大きな材料であること、有益な資料であることは間違いございませんので、一度示したものを撤回しますというほど、話には町長されないでしょう。我々に預けられた部分もあると思いますので、これについてはしっかり議会でも議論したいと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 ですから、先ほど申し上げましたように、これを出さないというわけじゃないです。内部資料としてはもちろん活用しますけれども、これを題材にしてどうのこうのというよりも、もっとオープンの中で審議していただいたほうがいいだろうというのが基本的な考えであります。

ですから、私たちはこれをやめるんじゃないです。これはちゃんとやります。ですから、そういうことで考えとしては、これに対してのこういうような場の設け方はしないで、皆さん方にいろいろ審議していただいたほうがいいんじゃないかと。基本的にそうしていきたいとそういうふうに考えています。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 まず、私の意見を申し上げる前に確認しておきたいんですが、この資料作成にどのぐらいの時間を要したか教えていただきたい。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 この作成につきましては、各課、各担当それぞれで作成をしたものを総合政策課でこのように取りまとめておりますので、現実問題として、どの程度の時間がかかっているかについては調査しておらないところが現状です。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 それはわかっているんです。各課で書いているというのは、各課でつくっているというのはわかっている話なんです。それを皆さんが通常業務をしている中で、どのぐらいのウェートをかけてこのシートをつくったかということを知っているんです。それを把握していないということは、つまり私たちはあらゆる町の政策をチェックしなければならない。いろいろな意味で意見を申し上げることになるわけです。そういう中で、もし通常業務に影響をかなり与えている、それほどの時間を要しているということになれば、それがどう使われるかということは、私たち議員の大事な仕事なんです。誰がそれを取りまとめているんですか。お聞きします。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 これは、どういうふうに時間をかけるとかそういうことじゃなくて、私たちが行政を執行する責任、そして後の検討責任、今後どうするかということ、これは時間がかかろうが、かかるまいが、やらざるを得ないことなんです。ですから、そういう意味で私たちの責任の中でこれを活用するという考え方です。ですから、皆さん方はそれぞれの感じたことをそれぞれの委員会の中でのこと、そしてまたいろいろな情報の中で、その町の行政に対していろいろご意見いただくというのが私は筋だと思うんです。

我々が評価したことを、これはどう思っているんですか。これはどうだったのですかなんていうよりも、むしろ事業そのものをどういうふうに、お互い意見を交換しながら、施策を実行していくかというほうが私は本来の趣旨だと思うんです。ですから、これをつくったことに対

して議論を費やすよりも、むしろそっちのほうに私は費やしたほうがいいんじゃないかと。当然、私たちはこういうものをしっかりやっておかないと次につながっていかない。その材料にしたいということなんで、そういう意味で皆さん方にご理解いただきたいと思うんです。

ですから、これは時間がかかったり、本当にこれはこうだという部分もあるかもしれません。しかし、これはもう課題だから、ここはもうこういうふうにしなればだめだとか、こういうふうにやったらいいんじゃないかとか、そういう事業によって出てくると思うんです。ですから、1枚ですけれども、その中で費やす時間というのはそれぞれだと思うんです。ですから、やっていますけれども、それぞれのトータルという時間にどれぐらい関係しているのかというのはなかなかそれはわからない。でも、これは最小限我々としては必要な事項であるという、そういう認識の中でやっていますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 私が言葉として表現するその裏には、つまり必要があるか、ないかという議論じゃなくて、これを作成するのにどのぐらいの時間を要したかということは、いわゆるコスト管理なんです。つまり、職員は通常業務でやらなければならない非日常的なことがいっぱいあるんです。そのほかにこういう取りまとめをして、このシートを次の施策に生かしていく。大変立派なことだと思います。もし生かすんだとすれば、どれだけ時間をかけて、どれだけ情報を集めて、どういう分析をし、そして答えを出したかということを知りたいんです。だから聞いているので、わかる範囲でお答えいただきたい。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 どのぐらい時間をかけたのか、どのぐらいの効果があつたのか、どのぐらいの情報を集めたのかというご質問でございますが、時間をどのぐらいかけたのか、調べること自体時間の無駄だというふうに思っております。これについてはそれぞれ担当がどのぐらいの時間がかかったということは認識している中で、このぐらいの時間をかけていいんだろうかということをそれぞれの部所、担当の方が考えるべきことであって、取りまとめている総合政策課でその辺を捉えて時間がかかった、かからない、それをもってこの有益性を判断するのではないと思っておりますので、その点は時間の計算というか、チェックはしておりません。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 考え方の相違ですから、それぞれレベルというか、段階というのがあるんだろうと思うので、それについては特に申し上げませんが、つまり何を言いたいかという

と、ここに、いわゆるこのシートをつくるのに、タウンミーティングをしたとか、地域協議会の意見を聞いたとかということはありませんね。これが一番基礎になると思うんです。じゃ、タウンミーティングに何人の方が集まって、地域協議会ではどれだけの時間をかけたか、ここはわかりますか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 先ほど申し上げましたのは、地域協議会ではなくて、振興計画審議会、こちらのほうで議論をさせていただいております。振興計画審議会につきましては、10月17日にこのマネジメントシートをもとにご議論をいただいております。時間的にはほぼこのマネジメントシートにかけておりますので、会議自体が9時から始まってお昼10分ぐらいまで、約3時間のうち、ほぼこのシートについてご議論をいただいております。詳しい中身についてですが、特に手持ちの資料ですと、それぞれの、結婚支援についての縁結びサポーターの報賞金をどういう形で支払っているのかとか、このタイミングでいいのかとか、婚活事業をしているかその経過及びその効果、それから乗り合いタクシーの自分が感じている問題点を出していただいて、そこをどのように反映するか、それからシルバー人材での活用、高校生の海外派遣について、チャレンジデーの課題、医師不足、看護師不足の対応について、それから町のイベントスケジュール、それから中学校の部活等々たくさんのご意見をいただいて、そこに全課長が出席をしてご意見を賜って次年度の予算編成に反映させるということにしております。

したがって、そういう意味では、振興計画審議会のほうで有意義な議論はされているというふうに私としては思っております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 次の政策に生かしていくということは、これはある意味でツールなんです。目的はここにある振興計画の施策の目的を達成することがこのマネジメントシートの一番の掟えどころです。これは恐らく異議ないと思います。ですから、私は、目的に近づくために誰がどんな形で情報を収集し、そして集まった情報をどこでどうやって分析をし、そして分析した内容を町のあらゆる環境を通して、施策にどういうふうに反映していくかということですから。

私の意見を申し上げるとすれば、このシートにどれだけの時間を費やしたかはわからないということですので、それについては、相当な時間を費やしたんだろうというふうに予測をしておりますが、要は、あなた方執行部が、私たちが町民から負託されているいろいろと課題を見つけ

ながら、その課題に対して一つ一つ丁寧に寄り添っていこうという活動をしています。その活動にマッチングしていれば、私たち町がよくなっていくということが前提で動いていますから、それはよくなるというのは幅広いですから、例えば経済的に民間活力が高まってくるとか、あるいは教育が高度化していくとか、あるいは福祉政策が充実していく、そのためには、町民がしっかりとそこで働ける環境があるという、こういうことを含めて、私たちは施策に向き合っているわけです。

ですから、できるだけ、執行部の振り返りシートだとするのであれば、執行部のほうで全責任を持ってこのデータを生かして次の施策に生かしていただきたい。予算はツールです。そのことを申し上げて終わります。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうから少し説明をさせていただきたいと思います。

お示ししましたシートの1ページの裏に振興計画上のフレームが載っております。これはそれぞれ目標の柱、基本目標、そして個別の施策ということで、今4番議員が言われましたように、振興計画の目標を達成するための位置づけをここに明確にしているということでございます。それをシートごとにあらわしまして、その結果を積み上げて参考資料としているということでございまして、執行部側としましては、振興計画の進行管理という視点も必要ですし、それからもう一つは次年度以降の予算の組み方にも必要ですし、不足しているところがないかというようなチェックも必要であろうと思っております。

ですから、このシート自体は、執行部側の欠かすことのできないものであると思います。今、4番議員から言われました生かし方というところでは、分析の仕方とか、そういうところでは反省する面が多々あろうとは思いますが、ご指摘いただきましたことを踏まえまして、今後の展開につなげていければとこのように思っております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 例えば、3ページ見てください。

中に、詳しく言いませんけれども、3ページの、結論として、最後の枠があります。（施策の振り返りも踏まえて）ということで、結局成果目標をどういう視点で捉えて、今後の施策方向性をつくるかということなんですけれども、ここに白枠の2行目に、県補助事業「地域ぐるみ監視体制づくり支援事業」の活用により監視範囲を広げていく、とこう書いてあるんです。これももちろん大事なんです。だけれども、施策というのは町独自ののものもないといけないんです。ですから、それを執行部は県の補助事業、国の補助事業をやりながら、それとあわせて

町の独自政策をどのように総合振興計画に盛り込んでいくかということを私は期待したい。そういうことをございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 それでは、このほか、このマネジメントに関することで質疑を準備されている方、何人ぐらいいらっしゃいますか。ちょっと手を挙げてください。

[質疑予定者挙手]

○室井嘉吉議長 1人だけですか。そうしたら、続けてちょっとやってしまいます。

それでは、10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 私からは、このマネジメントのあり方みたいな、細かいことは中の詳細なんですけれども、例えば1つ引用だけさせていただければ、90ページの6番、下から3枠の駒止湿原保存事業について、例えばこうやって引用します。

90ページの下から3段目の枠なんですけど、これなんかも考えてみるとニホンジカだったんです、ニホンジカ、そしてイノシシというのがこの1年、2年で出てきたと思うんです。つまりイノシシが標高1,200メートルまで及んで、今食害が始まっているという報告を春の保護協議会の中で聞いたんです。そうすると、これなんかも例えば引用すれば、このきょうの会議の中で、例えばシカのためのネットを近年やっていますけれども、それだけでは追いつかない。イノシシは、そのときも言わせていただいたんですけれども、針生では今群生地、ほぼ壊滅です。ミズバショウはありません。駒止湿原、そういうふうになるのはもう目に見えているんです。あと、1年でなくなるでしょう、ミズバショウが。だけれども、そんなのをやったらもっと本当に駒止湿原のあり方、それそのものがミズバショウがなくなったらどうなるのかと思うけれども、多分皆無状態で、間もなくなくなると思うんです。間違いないです。

こういうのを引用してこのマネジメントシートが活かされるならば、僕は先ほどのやりとり聞いて気がついたのは、このそれぞれの事業たくさんあります。これは時間差的に評価されます。早目の時期のものは早目に答えが出ます。また、過去も何年か、ここ2、3年ありますから、前のもあります。これは内部資料なんですけれども、本当にこれを考えてみると、これは活かされる分ですごく僕は有効だと思います。ましてやことしでなくても、昨年のを引用すれば、ニホンジカだったのに、イノシシがここに1行、片仮名でイノシシとここに書かれるわけです。

だから、ほかの事業も含めて意見交換会があったけれども、2年前は解消されて次の年は消えるということもあり得るわけだから、この資料の使い方ですけれども、ペーパー上じゃなく

て、ぜひリアルタイムであるならば、もちろん内部資料なんで、そんな簡単に印刷しなくても、終わったとか、完了したとかというのを常に、昨年を見るとことしはこういう問題が新しく生まれたということが、今、ホームページでは必ず閲覧可能ですね。議事録なんかも見ることができるわけだから、そういう意味では、このペーパー上にする前までに半分以上は完了していると思うんです。先ほど総務課長が言ったみたいな形で、早目の結論が出ている事業があるならば、この9月を待たずしてやってほしいというのがあります。

だから、このあり方そのものをもっとリアルタイムで既にできれば、もうこの印刷を待つてやることないんです。そこのページへ上げておけば、我々の事業は終わったから、自分たちのやることはないわけだから、ぜひ案としては、これをペーパーにするよりも、この目的のものが年々財産なんですから、それを見られるような形、リアルタイムで更新しながら、もう一つ思うんです。ここの中にある行は、この07番と言ったら、この十何行のスペースです。本当はその間にもっと細かいことが出ている。この中の項目だからとめます。一行しかないからこれだけ代表して書いておくかというよりは、もしペーパー上でなくてページ上の、電子ページとなれば、もっと細かいことの気がついたことをぼんぼん入れていくことができるわけだから、印刷にも、こういうのは制限があるので、この厚みですが、ぜひ、このシートのあり方、それを電子ベースなんかももちろんこうやってできているわけですから、ぜひふやしながら、ふえながら、もうちょっと細かいところまで、担当部局が発見しているところ、課題ももっといっぱいあるはずですから、ここに収めるのは限界があると思いますので、そういう方向で、ぜひこの有効性をもっと有効にしてほしいという意見です。

終わります。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうからお答えを申し上げます。

シートのつくり方の関係でリアルタイムという話がありましたけれども、これは4番議員からもご指摘があったように、事務報告というものを決算の認定資料としておつくりをした。しかし、それに同時並行には間に合わない。時間的に結構かかるということから、一定の時間をいただいて今回お示ししたということでございますので、これをリアルタイムでそれぞれの課が調整をして、でき次第に更新していくというのは現実的ではないかなと、このように思っておりますので、そこはご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 今、副町長言われたのは、僕は決算とか、事業によって違うだろう

という意味で言っています、性質上。例えば今みたいな湿原の保護、生涯学習課の担当の部署だったら、それでマネジメントシートが多分6月か7月に完成しているということはないです。その後にもまた9月何かの前でいろいろな問題が起きるからまたそこに付加されるかもしれない。

だから、事業の性質上で、今みたいな伸張であり、ぎりぎりまで持って行かなければならないもの、もちろんあります。9月の前でそこまで持って行かないと、結論も出ない事業もあるんですが、僕はこの中の課によって、教育部門がどうだかわかりませんが、その事業のプロセスで時間が早めに完成するものもあると思うので、その分で言っているんです。全部が全部リアルタイムということは言っていないです。性質上の部分で分けて全然問題ないです。それがプレッシャーになってどうじゃなくて、ということを書いていました。その辺は誤解ないようにお願いしたい。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 私からもお答えさせていただきます。

リアルタイムにつきまして、今、副町長答弁させていただいたとおりですが、こちらは決算に基づいて次年度の予算編成に向けた対応ということで、時期的には秋ぐらいになるということについてはご了承いただきたいと思います。

なお、このシートですが、現在ホームページのほうに掲載されております。ホームページを開いていただいて一括でダウンロードするというのではなくて、必要な項目をボタンを押すと、必要な該当箇所がページが出てくる仕組みになっておりますので、それについては、議員の皆様、それから町民の皆様、数多くの方が目に触れるようにはなっておりますので、いつでもそういう意味でのリアルタイムでの確認はできるということですので、ご理解をいただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 それでは、ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ないようですので、これで施策マネジメントについては終わりたいと思います。

なお、ここで昼食休憩とします。

再開は1時10分としますので、よろしく申し上げます。

休憩 午後 零時09分

再開 午後 1時08分

○室井嘉吉議長 それでは、若干時間早いようですが、全員おそろいのようにございますので、休憩前に引き続きまして会議を開きたいと思えます。

それでは、南会津町公共施設等個別施設計画（案）についてを議題といたします。

説明をお願いします。

総務課課長補佐。

○目黒智夫総務課長補佐 総務課課長補佐兼管財係長の目黒智夫でございます。よろしく願います。

私からは、南会津町公共施設等個別施設計画（案）について説明いたします。

お手元の資料、冊子となった南会津町公共施設等総合管理計画個別施設計画第1期（案）によりご説明いたします。

初めに、1カ所、住所の地番に誤りがありましたので、訂正しおわび申し上げます。

30ページの90番、田島郷土文化保存伝習館になります。現在、田島字宮本629と記載されていますが、正しくは田島字宮本甲629、甲の字が抜けており、後日追記いたします。大変申しわけありませんでした。

引き続き説明に入らせていただきます。

今計画につきましては、総合管理計画に基づく計画として令和元年度中の策定に向け、素案を作成し、地域協議会、タウンミーティングでのご意見など及び関係団体の意向を踏まえて取りまとめたものであります。

今回、この内容を議員の皆様方にご説明申し上げ、ご意見を反映して、令和2年1月にパブリックコメントを実施いたします。その後、令和2年2月の個別計画策定検討会において、パブリックコメントでのご意見を反映させ、最終案の調整を行うものです。

これまでの取り組みですが、昨年5月に個別施設計画の推進体制としまして、策定検討委員会を立ち上げて以降、検討委員会を3回、作業部会を3回、検討委員会作業部会合同会議を4回、課長会議を2回、計12回にわたり庁内で検討を進め、各地域協議会6地域でのタウンミーティングを経て、また議員の皆様には昨年6月の議員懇談会での個別施設計画策定方針、今年2月の素案の説明、そして今回の全員協議会での計画（案）の説明に至ったところでございます。

それでは、前回の素案からこれまでの経過を踏まえまして、見直ししました主な点について

ご説明いたします。

初めに、表紙の部分でございますが、まず素案を（案）とし、また計画期間がわかりにくい  
とのご指摘をいただき、本計画の時期、期間を新たに追記いたしました。

続きまして、各施設ごとの見直し点でございますが、10ページからご説明をいたします。

4番、南郷総合支所でございますが、令和6年度までの建てかえから今期は継続といたしま  
した。

続きまして、10ページから16ページまでの消防施設等につきましては、建てかえ時期及び  
譲渡時期の見直しを行いました。

続きまして、23ページ、15番、ふるさとの家体育館につきましては、令和2年度までに除  
却から令和8年度までに廃止に見直しをいたしました。

続きまして、24ページ、25ページになります。会津山村道場ですが、32番、オートキャン  
プ場便所及び34番、オートキャンプ場研修所、36番、便所につきましてはいずれも使用して  
いないため継続から除却へ見直しいたしました。

続きまして、26ページ、48番から50番、☆園会館につきましては、指定管理者との協議を  
踏まえ廃止年度を令和3年度から令和8年度へ見直しいたしました。

続きましてその下、53番、（あらかい健康キャンプ村）宿泊室につきましては、指定管理  
から貸し付けに今後検討するという事で、第1期は廃止から継続といたしました。

続きまして、29ページ、80番から85番、緑の広場関係につきましては、針生区等からの要  
望もあり、廃止から継続へ見直しをいたしました。

続きまして、33ページ、122番、123番の会津高原ホテル及び倉庫につきましては、修繕に  
多額の経費が見込まれるため、継続から廃止へ見直しをいたしました。

続きまして、35ページ、36ページの高畑スキー場施設につきましては、146番、148番、156  
番の建てかえの時期を令和4年度から令和8年度へ見直しいたしました。

続きまして、36ページ、158番、多々石ロッジにつきましては、使用者とも協議を踏まえ、  
譲渡から除却といたしました。

続きまして、38ページ、178番から182番までの高清水自然公園施設につきましては、除却  
から廃止へ見直しいたしました。

続きまして、南郷スキー場施設につきましては、除却としていました184番、185番、188番、  
189番を令和8年度までに廃止といたしました。

また、192番、南郷ロッジにつきましては、今期は建てかえから継続へ見直しいたしました。

続きまして、49ページ、50番、51番、52番、55番、及び50ページの56番から59番までの旧  
桧沢中学校施設につきましては、9月定例県議会において、鈴木教育長が特別支援学校を田島  
高校に新設する旨の答弁をしたことから、今期は譲渡から継続へ見直しいたしました。

続きまして、70ページ、31番、きのこ栽培センターにつきましては、譲渡から継続へ見直  
しいたしました。

続きまして、71ページ、39番、南郷耐雪ハウスにつきましては、使用者との協議を踏まえ、  
除却から譲渡へ見直しいたしました。

続きまして、80ページ、15番、水引倉庫につきましては、使用者との協議を踏まえ、譲渡  
から除却へ見直しいたしました。

続きまして、85ページ、69番から73番までの旧針生小学校につきましては、使用団体等と  
令和6年度までに調整することとし、除却から廃止へ見直しいたしました。

続きまして、74番、旧栗生沢小学校倉庫につきましては、使用者との協議を踏まえ、譲渡  
から除却へ見直しいたしました。

続きまして、87ページ、98番及び88ページ、99番伊南歯科診療施設また100番下請等共同作  
業所につきましては、いずれも使用者との協議を踏まえ、譲渡から継続へ見直しいたしました。

続きまして、89ページの集計結果につきましては、ことし2月の議員懇談会で説明しまし  
た内容と比較しますと、継続が646棟から664棟で18棟の増、建てかえが41棟から37棟で4棟  
の減、統合は変更ありません。譲渡は19棟から5棟で14棟の減、除却は78棟から68棟で10棟  
の減、廃止は24棟から34棟で10棟の増となっております。譲渡、除却の面積の割合についま  
しては、11.1%から7.7%と3.4%減となりますが、廃止を含めると11.3%となり、総合管  
理計画の令和8年度までの縮減目標12.7%とほぼ同じぐらいとなります。

続きまして、90ページ、91ページの除却の実績につきましては、当初譲渡・除却としてお  
りましたが、令和元年度までに譲渡がないことから譲渡の文言は削除をいたしました。

以上、計画案をご説明申し上げ、議員の皆様からご意見をいただきたいと考えておりますの  
で、よろしく申し上げます。

○室井嘉吉議長 それではこれより、ただいまの説明内容について質問、ご意見などありまし  
たら発言を受けます。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 この管理計画一通り目を通しまして、ちょっと疑問点がありますので、  
ご質問させていただきます。

まず、53ページ、19番、久川城休憩所となっています。これは実質トイレです。それで何年も使用していません。なのにここでは継続して維持管理となっております。これはどういうことでしょうか。使用していなければ除却の対象にすべきじゃないかと私は思います。

あともう一つ、同じく伊南で、42番か43番どちらかですけれども、田舎暮らし体験住宅となっています。

○室井嘉吉議長 それは何ページですか。

○2番 馬場 浩議員 82ページ、この建物どちらかは人が入っています。ところがもう一方は風呂もなく、ずっと使われていません。こういうものは除却の対象にならないのでしょうか。お答えをお願いします。

○室井嘉吉議長 総合政策課長補佐。

○星 良栄総合政策課長補佐 ご質問にお答えいたします。

私のほうからは82ページの42番、体験住宅についてお答えいたします。

この体験住宅につきましては、移住定住の対策事業といたしまして中のリフォームをいたしました。現在はこちらに移住の希望がある場合にそちらを貸し出ししております。本年度に当たりましては2件の利用がありました。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 私の調査によりますと、この中の、リフォームされたと言っていますが、風呂は整備されていません。その中で風呂は各自住む人が準備してくださいというような説明だったと思います。そういうふうに伊南支所から聞かされたと聞いております。そういう中で、1点は使用されていないはずですが、そういうものを維持管理、そのままずっとしておくのでしょうか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長補佐。

○星 良栄総合政策課長補佐 リフォームする際にお風呂については利用できたんですが、冬期間ひびが入っておりまして、そこから水漏れが現在あります。風呂については利用希望者に当たってはその旨をお伝えして、近くの温泉施設のほうに行っていただくことで了解があった場合に、そこを利用していただいているという状態です。

○室井嘉吉議長 馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 この計画でも、町として施設を縮減しようとしている場合に、お風呂は近くの温泉に行ってくださいという感じで果たして利用というか、中にはいるかもしれませんが、だけれども現実的ではないです。そういうものが実際に何年も入っていない。そういうも

のは対象にすべきだと思います。使うんだったら使うでちゃんと使えるような状況にしないとだめだと思います。

あと、久川の下手の休息所、これはどういうふうになっていますか。

○室井嘉吉議長 伊南総合支所長。

○星 正信伊南総合支所長 お答えいたします。

私の知り得る範囲でお答えさせていただきますが、久川城休憩所、おっしゃいましたとおり、トイレというふうな状況で、ここ何年ぐらい前からか把握しておりませんが、一部の方の物置的なちょっと使用されてきたというふうな経過がございます。当初の素案の中では譲渡を検討したいということだったように記憶をしております。そういった状況を踏まえた中で、底地のほうを調査をいたしましたところ、小塩地区の共有地であったような記憶がございます。そういったことから、建物について譲渡をするということでありましても、底地が民間の方の土地というふうなこともございまして、最終的な調整をした中で、今第1期の中では継続というふうな案というふうになったというふうに記憶をしております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 今、伊南総合支所長のお話によると個人の物置になっているという趣旨の発言でしたけれども、町の財産が個人の物置になっているから維持管理、継続して行く。建物の貸し付けとかそういうことだったらまだしも、これは無料ですか。ただ単に使われていないから、個人にあなた使ってくださいと、こういうふうに捉えるんですけれども、その点はどうでしょうか。

○室井嘉吉議長 伊南総合支所長。

○星 正信伊南総合支所長 私承知している限りでございますけれども、一部使われている方との間で使用貸借なりという形のを締結をした上で便宜を図っていたのか、そこまでは申しわけございませんが、今理解をしております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 今のご説明だと、簡単に言うと口約束です、使っていいよみたいな形でなっているんですか、だったら。町の施設をたとえトイレでも、そうやって個人の人に使っていないから使っていいよと、そういうことは実際にどうなんでしょうか。有効利用してもらうのはいいと思います。だったらちゃんと貸し付けだったら貸し付け、そういうふうな契約を結んでやるんだったらいいです。ところが何もなくて、ただ何となく使っていいよでは、私は違うと思うんですけれども、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 伊南総合支所長が思いでというふうに話しましたので、正しいかどうか、確認をさせていただきたいと思います。ちょっと議事をとめていただいでよろしいでしょうか。

○室井嘉吉議長 暫時休議します。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時36分

○室井嘉吉議長 再開します。

個別計画について引き続き質問、ご意見などとりたいというふうに思います。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一応、全体的な中身の書き方の理解の仕方であつと説明をお願いしたいと思います。

何年度までに建てかえとか、あとは廃止なんかもあるようなんですが、あと、何年度に廃止をしますというような書き方をしている形があるんですが、その理解としてはどういうふうに理解すればよろしいのでしょうか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えします。

何年度に除却なり廃止するというものについては、方針としてそのような形でやりたいということを示しておりますが、何年度までにとつ場合ですと、関係団体だったり、詰めなければならないところがありますので、そこまでに詰めてそれより早ければ前倒しということもありますし、最終期限をそこまでには実施するという方針でいきたいというものでございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 そういう認識で、大分これはいろいろ先ほどの例えば緑の広場、前回は令和3年度で廃止というのが全て継続して維持管理というような形になったというのは、針生区との協議を踏まえたものだということ、これから利用の検討なんかもなされるというような、そこまでの捉え方がどうなのか、それらあつと教えてください。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○羽染正巳商工観光課長 お答えします。

緑の広場につきまして、前回利用者も少なく、維持管理費がかかることから廃止というようにしていましたが、針生区の話し合いの中で団体の利用客の増加、それと、指定管理料の減額、指定の経費の見直し、さらに借地料の減額となる見込みが立ちましたので、今後の交流人口の増加のためにも継続したいというような形でまとめましたので、ご理解をお願いします。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 トータルの話、これもあれなんです、これは令和8年度までの数字なものですから、までにと、あと何年に廃止をするというものは全て最後の89ページの一応表のところに書いてある数がそれをトータルしてくれば、ここの継続、建てかえというのは全部合うというふうに理解してよろしいでしょうか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

そのような形で集計されたのが一番後ろの表ということですので、ご理解いただきたいと思っています。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○遠藤知樹生涯学習課長 先ほどの馬場議員からのご質問にお答えいたします。

久川城休憩所につきましては、近隣の方から貸してほしいという話があったということで、除却から継続して管理というふうに方針を変えたということをございまして、今後正式に契約をして、適切な形にしていきたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ということは、例えば今現在町にある施設、これは一般の人から、町民から使わせてほしいということになれば、この計画は見直されるのでしょうか。実際に目標があります。だけれども、町民が貸してほしい。それもただです。使ってもらう分にはすごく利用価値が上がるからいいんです。ただ、あくまでも町の施設を使わせてほしいから貸してということでやって、ただで貸し付けしている。その中で本来の目的がトイレです。トイレが物置として使用されている。そういうやり方で果たしてこの計画ができますか。

あともう一つお聞きしたいのは、この借りている人が町の行政にかかわっている法人でしょうか、どうか、名前は言うことありません。ちょっとお聞かせ願います。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○遠藤知樹生涯学習課長 使われている方、法人ではございませんで個人だというふうに聞い

ております。それから、貸し付けに関しましては、無償ではなくて有償での貸し付けを今考えております。全ての施設をそういった形で使いたいといった場合貸すのかという点については、その施設ごとに個別に判断してまいりたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 私が言ったのは、町の行政にかかわっている、機関に関わっている方かどうかということです。というのは、町長が目指している公平公正という行政の立場で、そういうふうにかかわっている人がただ口約束で町の建物を使用している。果たしてどうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私も検討したときに、このときに私もこの現場にいました。これは、当初本当に除却でした。ですけれども、ここを譲り受けたいという話であったものですから、この話は進むという中でそれを前提にこの計画を出しました。今のような話ですと、それはしっかり契約がなされていない。ですけれども、そのような話があるということは、ここで一回それを立ちどまって、そして実際にそれが契約できるものかどうか、この件に関しては、そのようなことで今後対応したいと思っています。契約できない場合は除却をするべきだと、私は、そういう場合にはそのように思っています。

ですから、あともう一つは、個人的な融通をきかすということでは、それは行政としてまずいのです。ですから、そこはしっかりと判断の中で対応していきたいと思っておりますので、今はその契約の途中の段階ですので、話し合いの途中の段階だと、そのように私は自覚していたものですから、そのところはしっかり話を進めて、私は引き受けられないというんでしたら、当初のとおり除却というような方向性が正しいと、私はそのように判断しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ぜひ、こういうことは透明にしておいたほうがいいと思います。私はこの目標すごく大事だと思います。これから人口減少になって、町の支出がこれだけある。この中で本当に確かに住民の意向も大事です。だけれども、その中で、本当に集落が公民館さえ維持できない状況になっています。そういう中で本当にこの施設をどうするかということが、確かにタウンミーティング、住民の意見を聞くのもいいです。だけれども、町として本当にこれをどうしたらいいかということぜひこれから議論していただきたいと思っております。

以上です。

○室井嘉吉議長 そのほか、ございませんか。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 2つほどお聞きしたいと思いますが、まず、先ほどご説明ありました継続、継続というのは、つまり利用実態がない状態にして放置しておくという理解でよろしいでしょうか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

継続というのは、利用実態ない施設も今のところありますが、それについてはこの10年、来期、令和8年までの間は現状のまま除却もしないし、という形のそのままの状態であるということでご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 大変失礼しました。廃止です。廃止という施設についてはどういう扱いになるんですか、ということです。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

廃止というものにつきましては、現在のサービスを停止しまして、施設の使用は停止するということですので、除却、建物自体をなくすということまではいかないんですが、その施設の利用をとめるという形になります。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 いわゆる実態がない。利用実態がないという施設になるわけですが、その施設の管理は当然町にあるということに理解していいですね。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

その間につきましては、町で管理するということになります。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 廃止をして何年ぐらいそういう状態で置くのかわかりませんが、そこを利用しているからこそ、建物のある意味では耐用年数が保てるというのもあると思うんですけども、廃止をして利用実態がない施設がどのぐらいもつか、建築基準によって全部違うと思いますが、これらを仮に今回廃止にした場合に、除却までの間どういうふうに管理、あるいは管理経費の算出等についてはされているかをお聞きしたいと思います。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 それでは、私のほうからお答え申し上げます。

議員おただしのように、廃止としたものをずっと維持管理するのかというところは非常に疑問が生じるところでございまして、その間例えば建物の保険料とか、そういうのはかかってくるのじゃないかというご指摘はそのとおりだと思います。

一方で、廃止イコール除却となりますと、除却費用の予算計上の問題が出てまいります。その辺を見据えて廃止としても莫大な撤去費用がかかるものについては、予算見合いで廃止としたもので、いきなり除却のところまでいけないといいますと、旧小豆温泉なんかその例でございしますが、そういったものはなるべく少なくしたいとは思いますが、そういった維持管理の方法もやむを得ないのかなという感じはしております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 除却費は、今除却として上げられた経費はこれは一般財源ですか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

除却の場合、起債使えるものについては、起債を使っていく。建てかえの後に別な用途のものがあれば使える場合もありますので、その辺、財源の中を精査しながら考えていきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 総務課長の答弁、ちょっと補足させていただきます。

今回の公共施設の個別計画を策定することによって、公共施設が集約をされて減少するという場合には、起債があるということで、有利な起債の活用に向けて当然考えていかななくてはならないと、このように思っております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 つまり、町の単独予算だけではなくて、政策的ないわゆる県や国のお金も使い得る。そういう状況があるわけです。としましたら、先ほどの説明にありましたけれども、いわゆる除却と継続とそれから廃止という判断基準の中には私は新たなアイデアを、新たな企画提案をすることで、今皆さんが考えられている施設のいわゆる運用ができる可能性もあるのではないかと。ここのところを先ほど説明で申しておりましたが、地域協議会やタウンミーティングでしっかりと聞き出していく。あるいは職員の入手できる情報だけでは十分でないとなれば、今後外部からの情報を入れながら、もう少しこの管理計画について精査を進めてほ

しい。こんなふうに思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

これまでも公共施設の管理に関しましては、何回か説明させていただきました。800有余の施設があると。そういう中で、私たちの財政として、そしてこれから変わっていく状況の中で、どのように公共施設を管理していくかということは大きな課題であります。当面の中で活用できるものは当然、今の活用できるものは活用するという方向性の中で検討させていただきました。本当に一人一人の意見、あるいは外部からの意見となれば、またいろいろな形が出てくるかもしれませんが、今、限られた中で私たちが判断した結果がこのようなことで継続とか廃止とか除却ということになっています。こういう計画ですけれども、本当にそれが必要なものであるならば、それは見直しも私は必要になってくると思います。もちろん財源も必要です。

ですが、そのような中で計画を立てていかないと、ただ思いつきだけで決してやっているわけじゃなくて、後でそういう計画の中で財源からそういう財政計画もやっていかないと、こういう計画は実施できないので、当面はこのような計画出させていただきましたので、その点をご理解いただきたいと思うんです。

やっていく中であの施設はちょっともったいないと、使えるといったことになれば、それは協議は当然出てくると思うんですが、今、私たちが説明している中でこのような方向性で公共施設の管理をしていきたいというようなことが基本になりますので、それをご理解願いたいと思います。

当然、有効活用はしたいと思いますが、やがて役立つからと、ずるずるとそれを継続ではなかなかないか。ある時点で見切りをつけてしっかりとした判断の中でやっていく必要があるというような、そのような考え方のもとで今、皆さん方に説明をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 私は計画立てなくていいとは言っていません。計画は必要です。

当然、どんなものでも計画は必要です。ただ、計画を立てるに当たって、大事なものは、現状把握はもちろんですけれども、将来性の情報なんです。将来につながる情報がどれだけあるかということが最終的にそのものの価値を決めていくんです。ここのプロセスをどうされたかということをお尋ねをしたんです。財政的にも問題があるのは承知しています。その上で、先

ほど2番議員からも話があったように、伊南総合支所にある建物が生涯学習課の所管のものだから、わからない。そういう情報の交換では私たちはなかなか理解ができないんです。当然そこは情報交換によって整理されているものというふうに理解するわけです。そういうこともこの公共施設の総合管理計画の中に入っているんでしょうということですから、ですから、私はこれでいいとか悪いとか、そういう問題ではなくて、もう少し自分の胸に手を当てて、これが決まってしまったときに本当にこれでいいんだろうかということをもう一度検証してほしいと、こう申し上げております。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 答えいたします。

今回、案という形でお出しいたしました。ただいま伺った意見参考にしまして、この後パブリックコメントもありますので、その辺を踏まえて最終案に持っていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 なかなか大変でしょうけれども、建設をする、建物、施設を建設するときに、どこのいわゆる省庁の事業として使ったのか、そこをある程度知ることによって、そのものが、じゃ、今国の政策の中で、どこのどの部分に当てはめたらいわゆる助成が受けられるのか、それは壊すための助成なのか、あるいは運用するための助成なのか、あるいは改善するための助成なのか、こここのところも考えながら、いわゆる継続と廃止と除却というものを選別して行ってほしいというのが私の意見です。

以上です。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

それぞれこのものを公共施設立てるとき、それぞれの目的があって、必要と判断して建てたものばかりだと思っています。しかし時の流れといいますか、情勢も変われば、それが用途がもう目的を達成したとか、そういうこともあろうかと思えますし、一方では老朽化もございませう。ですから、そういうことも総合的な判断の中で、また、今後活用できるものは活用する方向性の中で、町としては先ほども総務課長答弁しましたけれども、そのような形の中でこれが決定ということじゃなくて、このような方向性の中で皆さん方に説明してご理解いただきたいということでもありますので、そこら辺のところはしっかりとこれからも皆さんの意見も聞く場面も出てくると思えますし、私たちも今の状況の判断の中でこう判断したということでご理解

いただきたいと思います。

当然、役立てるものは役立つような方向性の中で、継続と出したものもございます。廃止の中でもそういうものあるかもしれません。ですから、そこら辺も含めて町としての判断はそこら辺の判断をしていますということなものですから、その点をご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 情勢が変わるのは、これは社会の常です。でも、その情勢がどう変わっていくのか、そしてそれが施設の耐用年数とあわせてどういうふうに利活用していくのか。ここのところはぜひ職員の皆さんもうあらゆる情報がありますから、情報をきちんと精査をしながら、この事業に取り組んでほしい。こう申し上げて終わります。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

伊南総合支所長。

○星 正信伊南総合支所長 馬場議員の質問に対しまして、正確性を欠く答弁を申し上げましたので、おわび申し上げます。

○室井嘉吉議長 それでは、ほかにないようでございますので、これで南会津町公共施設等個別施設計画（案）について終わります。

次に、第三セクター統合検討協議会の経過についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○室井嘉吉議長 総合政策課企画政策係長。

○阿久津政臣総合政策課企画政策係長 総合政策課企画政策係長の阿久津です。

私のほうから（3）第三セクター統合検討協議会の経過についてをご説明させていただきます。

説明の前にですが、資料の訂正をお願いいたします。

お配りしております資料の右上にR1.12.6議員懇談会資料としてありますが、これを議員全員協議会資料とご訂正のほうをお願いしたいと思います。大変失礼いたしました。

それでは、合併統合協議会の経過についてご説明をさせていただきます。

まず、協議会を立ち上げる前の前段といたしまして、第三セクター法人の統合の必要性、あとはスキーム、そういったものを説明するために、平成30年の10月25日から平成30年11月5日までみなみやま観光、会津高原リゾート、会津高原フレンド・カントリークラブの役員に対しましてそういった趣旨のものを説明させていただいております。この説明に関しまして、各役員の方からはご了解をいただいたというようなところになっておりまして、それを受けまし

て平成30年の11月16日に合併協議に関する覚書の締結をさせていただいております。

引き続き、第1回の第三セクター統合検討協議会を立ち上げまして、その中で協議会の要綱、第三セクター法人の位置づけ、そして今後のスケジュールというところで議題としてお諮りをさせていただいたところです。

翌12月3日に同幹事会を開催いたしまして、11月16日に開催されました要綱、スケジュール等の報告をさせていただきまして、その後に統合期日について、統合方式について、新会社の本店、社員の取り扱いというところで協議をさせていただいております。こちらは皆さんもご存じだと思いますが、再度ご説明をさせていただきます。

統合の期日につきましては、令和2年の4月1日の統合を目指します。統合の方式については、みなみやま観光株式会社を母体といたしまして、会津高原リゾート、会津高原フレンド・カントリークラブは解散をいたします。新会社の本店につきましては、現在のみなみやま観光の本店に所在地を置くことといたします。社員の取り扱いにつきましては、新会社にそのまま引き継ぐものといたします。その後、給与体系、各種手当について財政シミュレーション、経営ビジョン、組織体制、称号、定款というようなところの協議を進めてまいりました。これまで協議会2回、幹事会4回、勉強会1回、事務打ち合わせ会2回、そして財政シミュレーションの打ち合わせ2回と計11回の協議を進めてまいりまして、3ページのほうにございますが、令和元年11月1日に第2回目の協議会を開催いたしまして、その中で一定の方向性が出ましたので、ご報告をさせていただきます。

まず、給与体系についてでございますが、こちらは人勸のほうで定められております国の行2表を使いましょうと、なおかつ昇給に当たりましては4号給の昇給という方針で定めさせていただいております。また、標準職務表につきましては、課員から部長級までの1級から5級の格づけとするというような方針で定まっております。

次の各種手当についてでございますが、こちらは現行のみなみやま観光の手当を基本といたします。ただし、特殊手当といたしまして、ゴルフ場のグリーンキーパーに対する手当は存続させるというような方針になっておりまして、こちらのグリーンキーパーの手当につきましては、年間の支給ではなく、4月から11月までのゴルフ場の経営期間の8カ月間ということで調整をさせていただいております。

次に、財政シミュレーションでございますが、こちらにつきましては、平成30年度の決算をベースに令和2年度から令和6年度までの5カ年のシミュレーションの検討をいたしました。こちらのシミュレーションのもとになる資料といたしましては、各社からシミュレーションを

提出していただきまして、そこに先ほどの給与体系で定められた人件費分を算入してシミュレーションの検討をしたということになってございます。

次に、組織体制についてでございますが、こちらにつきましても現行のみなみやま観光の組織体制をもとに、エリアごとに管理をしていきたいと思いますというような方針になってございます。現在、会津高原リゾート、会津高原フレンド・カントリークラブが管理運営をしております高杖スキー場とゴルフ場、その部分につきましては、高杖事業部というような名称で管理を引き続きお願いするというようなことで調整をさせていただいております。また、営業体制を統制する場といたしまして、営業本部を新たに設置するというようなところでの方針になってございます。

続きまして、経営ビジョンについてですが、こちらは地域資源を最大に活用し、交流人口の拡大、町内の活性化、積極的な地元雇用の推進をして、未来につながる企業を目指すために人材育成に取り組みます。そして社員が明るく楽しく働ける環境と地域に根差した会社を目指すというような目標での方針になってございます。

次に、称号についてですが、こちらは今までのみなみやま観光、会津高原リゾート、会津高原フレンド・カントリークラブ、こちらの名称は使用せずに、新たな社名でスタートをしようというようなところでの方針となっております。

なお、社名につきましては、11月10日から20日までに3社の社員、あと役場職員のほうに名称の募集をかけさせていただいております。集まった候補の件数は50件ほど応募をいただいております。今後、12月17日に開催を予定しております幹事会、その後、1月上旬に開催を予定しております協議会において、最終的に社名のほうの決定をするというようなこととしております。

最後に、定款についてでございますが、こちらもみなみやま観光の現状の定款をベースに会津高原リゾート、会津高原フレンド・カントリークラブのものを足して、最終的な新会社の定款にするというようなところでの整理となっております。

以上が、これまでの協議の中で決定した方針となっていることをご報告申し上げたいというふうに思います。

次に、今後の流れになりますが、先ほども触れましたが、12月17日の幹事会終了後に基本合意書の締結を予定してございます。また、新会社の名称が決定した後に、これまでの統合協定書の締結を最終的にするというような方向で考えてございます。

これまでは総論的な協議となっておりますが、細かい事務レベルの協議となります、就労

規則、あとは内線の電話、レジシステム、ホームページ、そういったものにつきましては、3者間での協議をお願いしておりますが、必要に応じて町のほうも協議検討の場には入らせていただくこととしております。

令和2年4月1日の営業開始に向けて着々と協議が進んでいるということをご報告申し上げまして、私の説明とさせていただきます。

○室井嘉吉議長 それでは、ただいまの説明内容について質問、ご意見などありましたら発言を受けます。

質問、ご意見ございませんか。

15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 まず初めに、訂正をされた部分、議員全員協議会ではなくて、議会全員協議会ではないかと思えます。発言は議員全員協議会と発言されたので、それは議会の誤りではないかというふうの一つ思えます。

質問は、先ほど平成30年度決算をもとに5年間の計画を立てたと、統合した場合の計画だと思うんですけども、とすると、これまでの平成30年の実績が私今わかりませんが、おおむね18億円とか20億円とか、計画ではどのぐらいの計画になっているのでしょうか。ざっくりでも結構ですから、そこだけちょっとお聞きしたいと思います。

○室井嘉吉議長 総合政策課企画政策係長。

○阿久津政臣総合政策課企画政策係長 お答えいたします。

30年決算ベースで売上高ということでの質問でよろしいでしょうか。

○15番 楠正次議員 はい。

○阿久津政臣総合政策課企画政策係長 売上高ですと、3社を合計いたしますと17億円程度の売上高になってございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 平成30年は17億円、そしてその後の5年間の計画を立てたということは、そういうような売上の計画も立てたのかと思うんですけども、立てなければこの数字しかないんでしょうけれども、何千万円かずつふえていくとか、5年後はどうなるのかというビジョンとかそういうことは示されたんでしょうか。

○室井嘉吉議長 総合政策課企画政策係長。

○阿久津政臣総合政策課企画政策係長 お答えします。

先ほども申し上げましたとおり、各社でシミュレーションをしていただいておりますが、今

後教育旅行の推進や新たな事業展開、そういったものを含めまして売り上げの増というところは見込んでいるというふうに認識をさせていただきます。

○室井嘉吉議長 そのほかございませんか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一応、先ほど給料表の取り扱いで行2表で1級から5級に格づけするんだということなのですが、実際、これは経験年数とかそういうもので格づけがされていくんですか。どういう振り分けになるんですか。そういうのはちょっとそこまで承知していない。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 答えします。

1級から5級までということで、1級は通常の課員、それから2級については主任・副主任、3級については係長、4級については課長・課長補佐、5級については部長という形で振り分けをしておりますので、それに見合った現行の職員がこの各級に格づけになるというふうに理解しております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一応この関係でシミュレーションをやられたということですから、現在の社員が全部振り分けをしていって、それでもちゃんと財政的には売り上げがあって、そして経費を見ても十分に経営は成り立つというふうなシミュレーションになっておるのでしょうか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 答えいたします。

あくまでシミュレーションということでは、その中では経営としてきちんと成り立つということでの5年間の計画となっておりますが、今期だけに限らず雪の状況等ありますので、そのとおり行くかというのは、また当然別な話ということはもちろんですが、現在、考え得る今時点でのシミュレーションとしては、経営として成り立っていくということはシミュレーション上押さえております。

以上です。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

ないようですので、これで第三セクター統合検討協議会の経過についてを終わります。

説明者の入れかえを行いますので、暫時休憩します。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時18分

○室井嘉吉議長 全員おそろいのございますから、ただいまより、再開をいたしたいと思ひます。

再開に当たりまして、11番議員、高野精一君より3時になったら早退と、こういうことの届け出ありますので、お伝えをしておきたいと思ひます。

それでは、早速ではございますが、休憩前に引き続き会議を開きます。

会計年度任用職員制度についてを議題とします。

説明をお願いします。

総務課長。

○渡部浩治総務課長 総務課長の渡部です。

私のほうから会計年度任用職員制度につきましてご説明させていただきたいと思ひます。

今回、お配りしておりますワンペーパー、横長のワンペーパーになります。これによりまして、ご説明をさせていただきますので、お手元のところによりしくお願いいたします。

このA4横長ワンペーパーになりますが、会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例についての資料になります。これにより説明申し上げますが、まず会計年度任用職員制度の趣旨であります、非正規労働者の待遇改善というものがございます。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行によりまして、今回の今期定例会に会計年度任用職員の給与及び勤務時間を定めるための条例を提出したところでございます。

それでは、資料の1番のところになりますが、地方公務員における臨時・非常勤職員の現状と課題というところに書いてありますように、地方公務員における臨時・非常勤職員数は全国に増加傾向にあります。また、その処遇上の課題もあるということでございます。本来臨時職員一時的に事務量が多くなった、あるいは職員が休暇になったなど、緊急的なものというものなんです、現状とその辺が合わなくなってきたという課題がございます。そのような中で、国において法律の改正が行われました。

2番、地方自治法及び地方公務員法の改正ということでございますが、特別職の任用及び臨時的任用の制度の明確化、給付規定が整備されたということでございます。

①まず地方公務員法の一部改正であります、ここで職の明確化が図られたということにな

ります。

(1) 特別職の任用及び臨時的任用の厳格化としまして、特別職とは専門的な知識経験に基づき助言、指導を行うものに厳格化されたということでございます。例えば言いますと、例えば民生委員推薦会の委員さん、あるいは総合振興計画審議会の委員さん、あるいは固定資産評価委員さんなど、それぞれの知識、経験に基づきまして、助言、指導する者が特別職というものに位置づけられます。

2つ目、2) 臨時的任用とは、常勤職員に欠員が生じた場合とされております。

(2) これまでのような一般職の非常勤職員は会計年度任用職員に位置づけられるものとなります。この表の右側の上の3の特別職から一般職(会計年度任用職員)へ移行する職に上げられるものがこれに該当するものです。

もう一回左側に戻りまして、②地方自治法の一部改正ということで、地方自治法の中では会計年度任用職員に期末手当が支給可能となるなど、給付に関する規定が整備されたということでございます。

では、また右側に移りまして、3、特別職から一般職(会計年度任用職員)へ移行する職についてであります。ここに書いてある専門職等につきましては、専門的知識助言を行う者以外としまして、会計年度任用職員に移行する者でございます。つまり会計年度任用職員なんです。ここに掲げるものプラスこれまでの臨時職員として雇用されていた方が会計年度任用職員に移行する者ということになります。

4、会計年度任用職員の勤務時間なんです。これには2つの捉え方がございます。まず1つにフルタイムで働く者、7時間45分の週5日、フルで働くという者が第2号会計年度任用職員という規定になります。もう一方、パートタイムで短時間、あるいは勤務日数が少ないなどの者については第1号会計年度任用職員ということになります。

そこで、5、会計年度任用職員の給与ということですが、フルタイムで働く第2号の会計年度任用職員は給料で支払いまして、パートタイムの第1号会計年度任用職員は報酬での支払いと、ここでちょっと違いが出まして、報酬での支払いということになります。

それぞれの職員に対する給付の考え方というのが6ということを示されております。

その他に入りまして、なお、ここには書いてありませんが、これまでの臨時職員というのは6カ月雇用でした。その後、再任用ということになります。年間で11カ月の雇用ということで必ず1カ月は休まなければなりません。今回、会計年度任用職員ということになりますと、年間12カ月の雇用ということになります。ただ、その一方で雇用される会計年度任

用職員は事務分掌をもって、責任を持った自分の役割分担が与えられるということがあります。

今回、制度改正の条例の提案をしましたが、この条例は会計年度任用職員制度の大枠でありまして、職員の給与の種類、給料及び報酬の額、支払方法、期末手当等、さらには勤務時間、休暇について県に倣いまして定めたものでございます。県のほうでは9月議会に提案されまして、議決を得ているということでございます。

ただ、具体的な詳細については、県あるいは近隣市町村の状況を見ながら定めたいと思っております。県については今月中には規則等が定められるという情報を得ておりますので、その情報を得ながら規則等については定めていくということになります。先ほども申し上げましたが、県においても、今回の制度改正の趣旨であります非正規労働者の待遇改善という考え方から、現在の賃金水準、勤務状況を下回らない規則になるというふうな情報を得ておりますので、それに準じまして町のほうも考えていきたいと思っております。

以上、ご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長 それでは、ただいまの説明内容について質問、ご意見などありましたら、発言を受けます。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 この会計年度任用職員の法律というかそれは、私もなかなか勉強不足で理解できない面があるんですけども、ただいまの説明の中で、例えば第2号会計年度任用職員に関してなんですけれども、この方の例えば福利厚生、有給や健康保険、社会保険と共済等の仕組みはどんなふうになっているのでしょうか。

○室井嘉吉議長 総務係長。

○芳賀隆徳総務課総務係長 それではご説明いたします。

福利厚生、あと休暇等につきましては、今後規則で定めていく、細かいことにつきましては規則で定めていくことになるんですが、基本的には国家公務員の非常勤職員の例に基づいて町でも設定しろということで、国のほうからマニュアルが出ておりますので、町につきましてもそちらを参考としまして、あとは県の規則を見た上で設定をしていきたいというふうに考えております。

共済等につきましても、またそちらにつきましても今後規則のほうで定めていくようになるんですが、基本的には我々正規の職員と同じように市町村職員共済のほうに加入できるというような要件になっておりますので、今よりはかなり福利厚生等についても充実してくるものと考えております。

以上です。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 責務や義務が正規の職員と同じ責務や義務を与えられて、例えば福利厚生体系に格差があるということは非常に私は義務ばかり押しつけて、だけれども給料は安い、待遇はよくないというのは、その格差は私は余りよくないと思います。ですので、今後これは議論されていくと思いますが、そこら辺をできるだけ充実していけたらいいと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 総務係長。

○芳賀隆徳総務課総務係長 今ほどありました議論につきましては、今回の制度設計に当たりましては、職員労働組合等との協議も必ず行いなさいということで、国のほうからのマニュアルも示されておりますので、今回、条例を上程するに当たりまして、組合とも2回ほど中身の確認をしていただいて、上程に結びついたということがありますので、今後規則をつくるに当たりまして、同じく職員労働組合と協議をした上で、今いる非常勤職員の方が不利にならないように制度設計をしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○室井嘉吉議長 そのほか、ございませんか。

15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 私は今の説明を聞いて、非正規職員が非常に処遇が改善されるんだと、よくなるんだというふうに感じました。先ほど総務課長が説明する中で、①(1)の下の1)のところで、2度ほど助言指導を行う者という発言をされたんですけども、この調査と指導は、意味違うんじゃないかなと思うんですけども、そちらのものも調査なんでしょうか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。大変申しわけございません。

今回出した資料が正式なもので、私の読み間違いで、助言調査等を行う者というものが正式でございました。大変失礼しました。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 現在、臨時の方の待遇がよくなるということは非常に喜ばしいことかなと思うものの、一方でちまたでは年間の給与額というのはそんなに変わらないということで、期末手当が出ることによって月々の給与額が減るんじゃないかというようなことをお聞きしま

すが、そこについてはいかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 総務係長。

○芳賀隆徳総務課総務係長 今回、条例を提出させていただくに当たり、組合と話しをさせていただいたということで、その中でも組合のほうから月額給与は生活給なので、調整するのであればそこはやめていただきたいというような話しも頂戴しております。今回の制度が大きく変わるということで、実際今現在町の中で雇用されている臨時職員の方に対しましても説明会を開催いたしまして、ご意見も頂戴したというところがございます。その中でも、待遇がよくなるのは非常にうれしい。ただ、賃金についてはまだ不透明なところがあるので、ちょっとその部分は不安なところがあるというような話もされておりました。私、個人的にも組合の話しと一緒にして、月額給与というのは維持しつつ、あとは期末勤勉手当の割合等についても県の状況等見ながら設定できればというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 実際、中身見れば、単純に待遇改善、よくなって、全てがよくなってというような話しではないような気がします。当然、財源どうなるんですかというお話もあるかと思えます。そういったこと、現実の部分で調整必要な部分出ると思えますので、説明においては非常に丁寧にやっていただきたい、継続していただきたいと思っています。

一方で、現在の臨時職員というのは何名いて、今後どうなるか。というのは例えばこの制度になることによって、枠がふえる、減る、そういったことは考えていらっしゃるのでしょうか。

○室井嘉吉議長 総務係長。

○芳賀隆徳総務課総務係長 では、今現在、臨時職員の方なんですが、臨時職員として雇用されている方が110名ほどいらっしゃいます。特別職から会計年度に移行する方につきましては30名ほどいらっしゃいます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 現在職員が200人から300人の間ぐらいなのかなと承知しておりますが、そうすると、臨時も、現在臨時と呼ばれている方を含めて非常に好待遇の方がさらに140名ほどになるということで、今この職についてられない方の立場としては、恐らく羨望のまなざしで見られるのかなと思います。民間においても同じようなことで臨時の方が待遇改善されるのであれば、それは一律的だから公平さはあるんでしょうが、いかんせん行政公務員でいらっしゃいますので、そういった意味では町民の方からどういうふうに見られるかということ

も意識しなくてはならないのではないかと考えております。

その観点から、試験どうされるんでしょう。これから、それぞれの契約ですので、今までやってくださっている方が優先的に声をかけするというのはありなのかもしれませんが、これぐらい厚遇になるわけですから、当然、正規職員と同等の試験等が必要になるのかなというようなことも想像いたしますが、町の方針としてはいかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

今ほど、110名、30名ということでこれだけの方がいらっしゃいます。全てこの方が4月以降、会計年度任用職員になってそのまま移行するということではございませんで、この機会に、今まで11カ月雇用が今度12カ月になりますので、労働力としては上がります。12人いれば1人分少なくなると、同じ職場ではないということもありますが、そういった全体的な本当に必要のところは何人なのか、あるいは本当に役場でやらなければならないところなのか。例えばほかの、例えばシルバーさんなり、ほかのところをお願いすればできるものは何なのかとかによって、今後人数を財源的な面もありますが、この機会に本来の業務について見直すこととしております。

それから、今いる方が4月以降全ていた人が優先ということではなくて、4月になったら、毎年今までですと、2月の段階で募集をかけまして、面接をして決めてきた経緯がございます。今回についても、今までいた方だけということではございませんで、広く募集をすることは必要のかなというふうに思っております。その上で、次年度以降ということもありますが、毎年毎年役場職員も人事評価というものはやっておりますが、そういったものというのは必要になってくるのかなというふうには思っております。

以上です。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 2月に募集されて、試験をされるということだと思います。事務分掌を今後与えられるということがございますので、明確に例えば職場、例えば何々課のどのような業務というようなことで募集されるのかどうか、伺います。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

これまでも臨時職員募集する際には、第1希望、第2希望ということで、あなたはどこを希望しますかということでやっておりましたが、やはり今後についてもそのような形で、まずは

希望をとってそれぞれ選考していくという形になるかと思えます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 このように、今度12月の県議会で決まった後に、町村でそれぞれ条例をつくりながら、職場環境を考えながら、2月の採用試験まで持っていくということで、相当大変な業務なのかなと思います。しかしながら、喜ばしいことでもございますので、ぜひ進めていただきながらなんです、しっかり漏れのないように、進めていただきたいと思います。

また、南会津町、非常に広大な面積を持ちながら、行政の運営を図っていかねばならない部分もございますので、ぜひ地区のこと、それぞれの地域のこと、支所のご意見も取り入れながら進めていただきたいと思いますようお願い申し上げまして、質問を終了します。

1点だけ、もしふえた場合ですけれども、財源に関しては国のほうで何か支援はございますか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

今回制度変わりました、国のほうからこの分ということでは特別交付税の中で若干見られるというところもございますが、それがどこまで見られるかはまだちょっとわからない状況でございます。

○室井嘉吉議長 それでは、ほかにはございせんか。

12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 質問を聞いて、内部についてちょっとお尋ねしますが、採用されて職務のしっかりした分担を与えられて仕事をされていくわけですが、次年度以降、キャリアとして認められて、給与表が上がっていくとかという、そういうことは想定されてますか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

今回給料表については、我々と同じ行政職の給料表で格づけするんですが、また次年度、3年目という形になれば給料表は上がっていくという形になります。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 もう1点は、定数管理ということで質問をいたしますけれども、こうやって職務がしっかりと決められていくということは、町にとってその仕事が必要ということになると、定数ということについても議論されるのかなというふうに思うんですが、一方で

合併をして、職員減らしてきた事実があるんですが、その辺のところはいわゆる定数増にはつながらないというふうに考えてよろしいですか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

今回の会計年度任用職員については、我々の定数あります。定数外の職員という形になりますので、また別、今までとそういった面では人数的なカウントとしましては同じなのかなというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

ないようですので、これで会計年度任用職員制度についてを終わります。

次に、松下団地建替事業についてを議題といたします。

説明をお願いします。

建築営繕係長。

○星 宏明建設課建築営繕係長 それでは、松下団地建替事業についてご説明申し上げます。

現在、建築基本設計の作業中でございます。説明する内容がまとまりましたので、建設計画案についてご説明いたします。

まず建設位置なんですが、お手持ちの資料の2枚をめくっていただきまして、その裏側に位置図がございます。赤で示されております計画箇所、場所的には、南会津病院から阿賀川を挟んで反対側、289号バイパスの北側の位置になります。この位置は、南会津病院、会津田島駅、また商店街、金融機関など歩いて行ける場所ということで、非常に利便性がいいということで、この松下団地の建替事業を進めております。

表紙に戻りまして、背景及び目的について、この松下団地は、昭和40年から49年にかけて建設された木造平家建ての住宅であります。耐用年数を超え、老朽化が著しく、高齢者や障害者などに対するバリアフリーの対応が構造的に困難な状況であります。近年は町営住宅の入居者や応募者が高齢化している状況でもあります。全整備戸数の半数を高年齢夫婦世帯、単身世帯に向けた小規模公営住宅としております。現在、町の管理戸数257戸のうち236戸が多家族世帯向けの3DKタイプになっております。そういったところに単身である高齢者が1人で大きな間取りに住んでいるようなそういったミスマッチが現在発生しているんですけれども、そういったものの解消も図りたいと考えております。

また、共同生活型の高齢者住宅を整備し、入居者同士が疑似家族的な関係を築くことで、互いに見守り、生きがいを持って生活できる環境の創出を図ります。

次に、事業計画の概要なのですが、事業場所住所は南会津町丹藤字上川原地内であります。都市計画区域、用途地域については第1種中高層住居専用地域、防火地域の指定については22条区域になっております。

敷地面積1万3,522平米、現在の建物件数なのですが、添付しております5ページの図面を開いていただきたいと思っております。こちらが令和元年12月1日時点の既存の住宅の戸数になります。現在16棟18戸建物が建っております、そのうち16世帯が入居しております。中央に小屋とありますこちらが倉庫になるんですが、こちらが1棟ある状態です。建設当時は55棟59戸ありましたので、今現在まとまった空き地が発生している状態であります。

続きまして、6ページのほうをごらんになっていただきたいと思っております。

こちらが今建設計画でお示しできる配置計画案になっております。左下のほうに表記ありますけれども、2DKタイプが7棟14戸、3DKタイプ7棟14戸、高齢者住宅が1棟6戸となっております。図面のほうを見ますと、建物の表記の中に3DK、2DKという形で記載されております。交互に配置しておりますのは、年齢層がある程度偏らない形で配置したほうが幅広い交流ができるのではということで配置しております。建物の向きなんですけれども、全体が南側を向くようにということで、一定方向に向けた配置にしております。やや右側にある高齢者住宅については、長屋タイプを考えておまして、なるべく南側からの採光がとれるようにということでこの位置に配置しております。

また、こういった配置の関係で、今までは松下団地、団地内に2本の道路があるんですけれども、今回は真ん中に1本6メートルの道路をつくりまして、除雪による雪も堆雪スペースを等間隔で設けまして、冬期間の除雪もスムーズにできるように考えております。駐車スペースなんですけれども、この団地については2DKが各戸1台、3DKタイプについては各戸2台の駐車台数を計画しております。

あと、これまでに町営住宅にはなかったものとしまして、各戸の前面に畑を設けております。家庭菜園ができるようにということで、大きさ的には20平米程度、4メートル掛ける5メートルぐらいのものを設けております。こういった家庭菜園を通じて、高齢者と子供たちが一緒に野菜等を栽培しながら交流ができるというところを目指しております。全体的にそういった駐車場、堆雪スペース、畑等を設けまして、現在公営住宅については14棟28戸、高齢者住宅については1棟6戸を配置しておりますが、これについては次のページ、完成予想図を7ページのほうに添付しております。

見ていただくと、イメージがわかるかと思うんですが、非常に緑地が多くて、これは南側か

らのイメージになるんですけれども、光がよく建物に当たり、非常に環境がいい団地になるのではないかというふうに考えております。

また、表紙に戻っていただきまして、事業のスケジュール案でございます。今年度基本設計を行っております、今ほどお示ししました案を作成しました。来年度、令和2年度については敷地の測量設計を行いまして、水路であったり、団地内の道路であったり、そういったところの設計を進めます。また、全体が1万3,000平米を超えるということで、宅地造成の許可申請も行います。さらに、2DKタイプの実設計を行いまして、地質調査を行いながら、全体的な住宅の給排水計画を進めてまいります。

最後に、下水道設計とこうあるんですが、今現在は団地内はくみ取りのトイレになっております。ここについては水洗のトイレを整備すべく今現在丹藤橋の近くまで下水本管がついてはいるんですけれども、そこから団地内までの下水道本管の設計を行います。令和3年度、前年度の設計に基づき下水道の工事を行います。4年度にも下水道工事が入っているんですけれども、かなり距離が遠いということで2カ年の工事となっております。

3年度は主に建設するための準備の年度となりまして、今現在空き家になっている住宅棟についての解体も3年度に行います。

4年度からは、下水道工事の完了に伴い、公営住宅の建設、建設に伴い現入居者の住みかえ、住みかえした後の空き家の解体ということで、計画しております。

5年度以降につきましても、公営住宅の建設、高齢者住宅の建設と住みかえ、解体という形で事業が終わるまで、こういったスケジュールを考えております。

4番の家賃の想定なんですけれども、第1分位の金額、この金額については月額収入基準10万4,000円未満の世帯を対象としております。公営住宅2DKタイプについては2万3,000円前後、3DKタイプについては2万7,000円前後としております。この家賃については、現在寺前団地のほうで同じような間取りで昨年度までに工事完了した部分なんです、そちらを参考にした金額となっております。高齢者住宅の中の1DKタイプ1万3,000円前後、2DKタイプ1万7,000円前後、こちらについては、当町では前例がないということで、福島県内では伊達市のほうで高齢者住宅を建設して運用しているんですが、そちらを参考にした金額となっております。

めぐりまして2ページになるんですが、先月、11月15日になるんですけれども、入居者の説明会を行っております。この案について説明させていただきまして、住みかえの意向を確認しております。16世帯のうち希望される方は8世帯、その残りの7世帯、その他1世帯、半

分については希望しない、またはその他というような意向を確認しております。

現在の松下住宅の入居者の年齢層なんですが、入居者全員で26名いるんですけども、こちらのグラフのように60歳未満については4人のみとなっております。60歳以上が85%ということで、かなり高齢化した団地となっております。世帯の人数なんですが、16世帯のうち、ごらんとおりなんですけれども、下にあります1人世帯は全て65歳以上です。2人世帯、3人世帯、そちらについても60歳以上の者と同居しているという状況となっております。

続きまして、事業費、3ページなんですけれども、元年度、今年度は契約をしている内容なんですけど、基本計画委託料として800万円です。

来年度からは先ほども申しましたように測量委託設計、実施設計ということで、実施設計に地質調査分も含むわけなんですけど、820万円を計上しております。

令和3年度、こちら建設するまでの準備としまして解体工事、団地内道路工事、排水つけかえ工事、実施設計の委託料ということで、3年度の合計3,800万円を予定しております。

事業費に対しまして、財源内訳ということで、国の補助金、あと一般財源ということであるんですけど、社会整備総合交付金補助率48%ということで、こちらの事業のほうは48%の補助金がつくことになっております。一般財源としておりますのは、家賃収入があるということで、過疎債であったり、合併特例債であったりということが使えない事業になっております。あくまでも家賃収入を継続的にいただくということで、今回、木造で建設するんですけど、木造の耐用年数は30年です。ただ30年と言いましても、新田部原住宅を例にとりますと、30年たっても修繕をしながらですと40年、50年使えるということで、30年プラス10年の40年間の家賃収入で償還できるということで一般財源としております。

令和4年から令和11年の部分なんですけど、こちらについては右側の備考のほう見ていただくとわかるんですけど、基本的には2棟4戸を毎年建てていくような計画になっております。これについては一般財源ということで事業費を抑えながら効率的に建てていきたいと、また既存の入居者がいるということで、住みかえもスムーズにさせるために分散化して建てているということになっております。

総額、一番下にあるんですけど、10億4,700万円、現時点では概算の数字ではございますが、このぐらいの総事業費を想定しております。

続きまして、添付している図面のほうの紹介をしたいと思います。

8ページを開いていただきたいと思います。こちら8ページのほうには、いわゆる夫婦世帯、単身世帯が入る2DKタイプになっております。左側の図面のほうで言いますと、真ん中のあ

なりに住戸界壁という線が引いてあるんですが、上下に1戸ずつ入るような計画になっております。右側のほうの略図的なところで申しますと、左側の玄関から入りまして、ダイニングキッチン、いわゆる流しと食事室、そちらがありまして、左右に洋室が一つずつというような間取りになっております。

続きまして、9ページ、こちらが多家族向けの世帯ということで、3DKタイプになります。右側の図面でいいますと、左側から入っていただいて、左側に洋室1、右側に洋室が2つというような間取りになっております。

最後に10ページになるんですが、こちらが高齢者向け住宅の間取りになっております。中央部の下側に玄関がありまして、長屋タイプですが、玄関は一つです。入っていただいて、内廊下を通り、各部屋に入っていただくタイプになっております。各部屋で食事であったり、洗濯、お風呂、あと就寝も各部屋でできるということで、プライベートな部分を確保しておきながら、真ん中部分にある共用居間のほうで互いにいろいろな作業をしたり、また語り合ったり、そういった共用居間の日中の活動をしながら、プライベートも保てるというようなつくりになっております。

それでは、説明のほうは以上になります。どうぞよろしく申し上げます。

○室井嘉吉議長 それでは、ただいまの説明内容について質問、ご意見などありましたら発言を受けます。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 この計画一通り見せてもらって、ちょっと気になった点が何点かありますので、ご質問させていただきます。

現在この住居に住まわれている方の家賃は幾らでしょうか。

それともう一つ、ここで希望しない人が7世帯、その他1世帯あるんですけれども、その理由は聞いていますか。

○室井嘉吉議長 管理係長。

○大竹政範建設課管理係長 それではお答えいたします。まず、家賃についてですが、現在松下団地につきましては大変経過している住宅でありますので、一番低い人ですと3,900円、ただ、世帯で働いている方が多いところについてはもう少し数千円ということで上がっていくということですが、いずれも1万円以下の家賃になっているというのは現状です。

それから2点目の住宅の方の移りたくないという方7名の方と、あとその他の1件という方ですが、今回の計画に当たりましては、松下地区を対象に11月15日に説明会をやらせていた

できました。この中でも私どもから説明させていただきましたが、あと強制的に進める事業ではありませんということで、例えば住宅の建設をどんどん進めて移ってくださいということではなくて、あくまでそのままここに住み続けたいという方であれば、そのままそれも尊重しながら、先程、配置図も見ていただきましたが、現在空き地がふえているものですから、そういうところに建てかえを進めて、ご協力いただけるところから移り住みながらやっていただくということで、移り住みたくないという理由につきましては、伺っている範囲でお答えしますと、まだこの計画自体が全てわかるわけではないので、なかなかこの先の生活設計が立てられないというような理由、それから、高齢になりまして、これから新しい住宅に住みかえをするよりも、このまま住んでいたいというようなお話を伺っております。

以上になります。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 こういうときに、一番重要というか、気をつけなければならないのが例えば家賃です。聞いてみますと、一気に1万円上がります。例えば家賃が低いからこの地区にいるんだという方もいらっしゃると思うんです。それがこれでなった場合に、だったら、高くなってしまったから、もう住めないとなった場合にその人たちの受け皿をどうしたらいいのかという、ちょっと私はその心配が受けました。その点に対しては住民とのコミュニケーションはとられているのでしょうか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

その辺も十分にこの間の説明会で話をさせていただきました。家賃を理由にここにいたいという意思の方につきましては、その意思を尊重しまして、整備できるところからしていくという考えで説明をさせていただいておりますので、その辺は十分にコミュニケーションをとっておるといふふうに考えております。

なお、家賃のほうですが、3,900円から一気に2万何がしに上がるわけではなくて、経過期間ございます。5年ですり合わせるというような期間もございますので、その辺の説明をさせていただきながら理解を得た上で進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 わかりました。

この計画について、私は委員会でも再三言っていたんですけれども、この土地自体がこの地

域で一番低い、そして災害時に浸水するおそれはないかという質問したときに、床下まで来るおそれがあるというふうに説明を受けました。その中で、高齢者住宅をつくるのに、避難のマニュアルというか、そういう説明は住民の方にされていたんでしょうか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

こちらは、防災ハザードマップの中でゼロから50センチまでの浸水想定区域というふうになっておりますので、今回建てるに当たりましては、その部分を盛り土して浸水に影響がないように整備をしていきたいというふうに考えております。具体的には来年度測量設計等をいたしますので、その辺で具体的にはしていきたいと思いますが、そういった予定でおりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ぜひ、住民の意見も尊重しながら、せっかく建てるんですから喜ばれるような建物にしていきたいと思います。これはイメージ図ですから、正確ではないと思うんですけども、ぱっと見たときに、車の駐車場置き場がないように思われるんですけども、今は各1世帯2台あります。これだと1台しかなくて、あと1台屋根の何か軒下の近くに置くような、冬、除雪するのにもしづらいような配置になっているんですけども、その点は大丈夫なんでしょうか。

○室井嘉吉議長 建築営繕係長。

○星 宏明建設課建築営繕係長 それでは、もう一度6番の図面のほう見ていただきたいんですけども。

○2番 馬場 浩議員 7番でいいです。

○星 宏明建設課建築営繕係長 7番ですと、影になっておりますので、屋根の下にかかっているようなイメージがあるかと思うんですが、6番のほう見ていただくと、屋根の下にはかからないように、駐車場は整備しております。例えば3DKとしまして、真ん中の高齢者住宅の下あたりのところを見ますと、畑の上の部分に4台あります。3DKのタイプにつきましては、多家族世帯というところで2台配置しております。2DKタイプにつきましては夫婦世帯ということ想定しております、夫婦で1台ということ考えております。

○室井嘉吉議長 そのほかございせんか。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 ただいま、ハザードマップの話がありましたが、仮にゼロから50セ

ンチの床下浸水の想定区域だと言いますけれども、想定区域内に新しいそういう住居を建設するということに対して私は非常に疑念を覚えます。非常に利便性が高いと、こういう話ですが、どの観点から見て利便性が高いんですか、ちょっともう一度具体的にお聞きしたい。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えさせていただきます。

まず、利便性の部分ですが、まず国道289号バイパスが通ります。そして橋を向かいますと県立病院ございます。そして、中心市街地、例えばヨークさんですとか、駅のほうにも歩いていけない範囲ではないのかなということで、町の全体的な高齢住宅の位置を考えた際には利便性が高い場所であるというふうには認識をしております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 高齢者が多いというアンケート調査もありますし、高齢者向けの住宅をつくるというときに、高齢者が一番何を望んでいるかということ、交通の便です。歩いていく距離ではないんです。それで、例えば、本当に利便性が高いというのであれば、私は御蔵入交流館あるいはあそこにダイユーエイトがあり、リオンドールがある。こういうところが非常に利便性が高いところだというふうに思うんです。ですから、こういううがった見方をしたくありませんが、老朽化したから、その場所を利用して老朽化に対応する建物をつくって町民に提供しよう。これだけでは私は充分でないというふうに思うんです。

今、各市町村で行われているテストケースがありますが、いわゆるコミュニティーも大事なんですけれども、いかに高齢者がそのご高齢になったその瞬間を最期まで楽しみながら、喜びを味わいながら地域住民とどうかかわっていけるかというスマートコミュニティーとか、そういったものをつくれる、今、研究機関がいっぱいあります。そう考えると、ハザードマップで災害が起り得る可能性のあるところに建てるよりは、もうない、災害ですからいつどうなるかわかりませんが、限りなく災害がない、あるいは安全な地帯である。しかも買い物やあるいは交通機関に利便性の高いところを私は選定すべきだと、こういうふうに申し上げておきたいんですが、これについての所感をいただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えさせていただきます。

先ほどのとおり、まずは浸水想定区域を上回る盛り土をいたしまして、その安全は確保していきたいというふうに考えております。また、先ほど公共交通の部分ございました。今回計画道路も入れる予定でございまして、ある程度の戸数がまとまれば、そこをバスを配置すると

いうことも、まず無理ではないのかなというふうに考えておりますので、今後の入居状況を見ながらそういったのも検討していきたいというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 液状化対策とか、いろいろ技術的に対策した地域があるんです。でも、それを超えるような被害、災害というのは発生しているわけです、現実。だから、これをやることをやっても、進めてもらっていいと思います。もし万が一そういうことになったら、しまったというのは後悔では済まされない。盛り土でしょう、盛り土というのはどれだけ弱いかわかりますよね、水に対して。しかも住宅の床下浸水にはならないかもしれない。しかし、その他の環境、畑とかそこまで行く可能性が十分あるかもしれない。それよりも安全な場所があるんですから、そういう場所に、それはお金かかるかもしれませんが、買収。しかし、そういうことも考えて、こういう息の長い、40年あるいは40年プラス10年ぐらいの耐用年数とおっしゃったけれども、そういうことも含めれば、長いスパンでそこに住みつくわけですから十分考えてほしい。私は個人的には余り賛成できかねる案だと、こう申し上げておきます。

○室井嘉吉議長 そのほか、ございませんか。

ほかにないようでございますので、これで松下団地建替事業についてを終わります。

町長からの協議議題は終了をいたしました。

次に、災害見舞金を議題といたします。

説明をお願いします。

議会事務局長。

○鈴木雄蔵議会事務局長 それでは、災害見舞金についてご説明をさせていただきます。

本日、ご配付となっておりますお手元の資料をごらんいただきたいと思います。

福島県町村議会議長会より令和元年台風第19号等に対する見舞金の送金についてということで文書をいただいております。

全国町村議会議長会、県の町村議会議長会、6つの道県町村議会議長会から総額で6万6,905円という金額を送金しますという文書でございます。

この見舞金につきましては、町の一般会計に受け入れまして、災害対策等に有効に活用したいと思いますので、皆様のご了承をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

これより、ただいまの説明について質問、ご意見などありましたら発言を受けます。

ないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ないようですので、災害見舞金についてを終わります。

この後、執行部の皆さんは退席となります。

執行部の皆さん、大変ご苦勞さまでございました。

この後の会議は議員のみで行います。議員の皆さんはそのままお待ちください。

〔執行部退席〕

○室井嘉吉議長 なお、議会運営委員会の皆さんはこちら側の私に向かって右側の席に移動をお願いします。

それでは、早速ではございますが、ただいまより、南会津町議会運営申し合わせ事項の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

議会運営委員長、山内政君。

○山内 政議会運営委員長 お疲れのところ若干のお時間をいただきたいと思います。

南会津町議会の運営申し合わせ事項の一部改正についてお諮りをしたいと思います。

資料によります。

南会津町議会運営申し合わせ事項、3ページ、第2の本会議、委員会等の運営に関する事項、1 議会招集並びに審議の順序、(3)ク、一般質問を下記のように改正するというので、番号の若い6番、続いて7番に次のようなことをつけ加えたいということでお諮りをします。

発言は議長の許可を得て演壇で行う。ただし、再質問は指定席で行うこととする。これが現状でございます。この次に、なお、会議規則第51条、会議において発言しようとする者は、挙手をして議長と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならないと規定されているが、指定席から発言しようとするときは、議席番号は省略することができるということをつけ加えたいというふうに思います。

改正の理由は、会議における発言の要求の方法について、以前からこういうことをやっておったんですけれども、改選期のときに、しっかりと説明をしてこなかった経過があります。それで、運営申し合わせ事項にしっかりと載せるべきであろうという結論で皆さんにお諮りをするわけであります。

そして、通し番号にも誤りがありましたので、ここで訂正をさせていただきたいというものであります。

以上であります。

○室井嘉吉議長 それでは、ただいまの説明内容について質問、ご意見などありましたら発言

を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ないようですので、これで南会津町議会運営申し合わせ事項の一部改正についてを終わります。

これにより、今回の一般質問から、この申し合わせ事項は生きますので、ひとつ各議員ともよろしくお願いをしたいと思います。

これで、議題は全て終了をしました。



◎閉会の宣告

○室井嘉吉議長 これをもちまして、全員協議会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時22分

以上、南会津町議会全員協議会等の運営に関する規程第11条の規定により、本会議録は  
事実と相違ないので署名する。

令和 年 月 日

議 長 室 井 嘉 吉